

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月24日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 役場尾之間支所 3階 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長 委員	1番	鎌田 秀久	君
	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	10番	笹原 綾乃	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (2人)

欠席者	6番	岩川 原造	君
	9番	日高 清明	君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

- 第2 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第49号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 望
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

おはようございます。本日は日高清明委員と岩川原三委員から欠席の連絡がきております。

ただ今より平成 28 年度第 11 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は 16 番委員の平田耕作委員にお願い致します。

憲章朗唱 (16 番委員)

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

みなさんおはようございます。今、農家の皆さん 一年で一番忙しい時期を迎えておりました、そのような中 会に出席いただきましてありがとうございます。この忙しいさなか、税の申告も迎えております。平成 30 年から収入保険制度というものを始めるべく準備を進めている様でございますが、この制度に加入するための必須要件が青色申告をしていることとなっているようです。来年度加入に向けて 3 月 15 日までに青色申告の申請をしないと間に合わないという状況です。このことは町報、担い手農家の皆さんには農林水産課からのダイレクトメール等で啓発等しているところです。

国の動きとして転用利益ということを知ったことがあるかと思いますが、農地として動けば 30 万円しかしないところを、農地以外として利用すると例えば 300 万円すると。そういう背景の中、農地としての貸し借り、利用が進まないという事を何とかしようとしているところがございます。転用利益の一部を税と同じような形で徴収して地域の振興に役立てられないか、議論をしているようでございます。

屋久島の農地が該当するかわかりませんが、都市部では高速道路が走るとか、公共施設ができるとか、そのような期待があつてなかなか農地利用が進まないという実態があるようで、このような動きもあるようです。

皆さんのもとに「農地中間管理事業」のチラシが配られていると思いますが、中間管理事業にのせたところは地主の費用負担を無くして基盤整備ができないかという議論も進んでいるようでございます。これは中間管理事業の中の見直しということで進んでいるようでございます。

これらの情報は農業新聞の中でもちょこちょこ出てきておりますので、目を通していただきたいと思ひます。

本日の議案はそれほど多くはございませんが、皆さんの積極的なご意見をお願いをいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 8 番委員・10 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 11 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第 11 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次のとおり合意解約の通知があつたので報告いたします。

整理番号 13 番。権利の種類：使用貸借権設定。契約内容：農地法第 3 条。貸借人：借人 [] さん、貸人 [] さん、 [] さん。土地の所在： []、畑、 [] m²。貸借期間：平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日までの 10 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日・土地の引き渡し時期については平成 29 年 2 月 9 日です。

会長

報告案件でございますが、皆さん方から特にご質問等ございますか。
（「ありません。」の声あり）
では報告案件でございますので、このようにご承知をお願いいたします。

続きまして議案第 46 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 46 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 50 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、他 4 筆。地目：すべて畑。5 筆の合計面積： [] m²。3 筆が農用地区域内です。利用状況：すべて畑。営農計画及び耕作期間：一般野菜類と果樹が 1 月から 12 月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況：経営面積は 0、申請人・父・母の経験年数：0 年。農機具等の保有状況：刈払機・3 です。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

なお、譲受人が成人に達していないという事で、母親の [] さんが法定代理人となっております。

以上のことから農地法第 3 条の各号に該当しない為問題ないと考えます。以上です。

会長

整理番号 50 番について、担当委員さんのご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

8 ページの航空写真をお願いします。 [] はポンカンが植わっております。 [] はサツマイモが植わっております。次のページですが、ポンカン・タンカンを作っております。

譲受人は今度高校を卒業して農業大学へ進学をするということですが、おじいさんが元気なうちに贈与したいということです。しばらくは両親が管理することになりますが、本人は休みのたびに帰ってきてやるということです。本人は小さいころから手伝いをしておりますし、機械も草刈機だけとなっておりますが、おじいさんのところにいる揃っております。問題は無いと思います。以上です。

会長

整理番号 50 番について皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょう。

（「異議ありません。」の声あり）

異議ありませんのお声ですが、整理番号 50 番について認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 50 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 51 番・52 番は借人が同一ですので一括で審議を進めてまいります。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 51 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人 [] さん（ [] 歳）、貸人 [] さん（ [] 歳）、 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、畑、 [] m²。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：水稻が 2 月から 11 月、さつまいもが 1 月から 12 月、ジャガイモが 10 月から 5 月、ビワが 1 月から 12 月。事由：規模拡

事務局長

大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：借地が3,032㎡。申請人の経験年数：9年、妻が4年。農機具等の保有状況：草刈機・1、チェーンソー・1、軽トラック・1、耕運機・1、小型管理機・1、管理機・1、バインダー・1、脱穀機・1です。貸借期間：平成29年2月9日から平成39年2月8日までの10年間。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。貸借期間：平成29年2月9日から平成39年2月8日までの10年間です。

整理番号52番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、■■■■。畑と田です。2筆の合計面積が■■■■㎡。2筆とも農用地区域内です。利用状況：畑。以下は整理番号51番と同じですので省略いたします。貸借期間：平成29年2月20日から平成34年2月19日までの5年間です。

いずれも農地法第3条の各号に抵触しないことから問題ないと考えます。以上です。

会長

整理番号51番・52番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

借人は非常にまじめな方で現在はネット販売やポンタン館に野菜をおろしているようです。規模拡大ということで12ページをお願いします。貸人は子供さんで、お父さんは20年ほど前に亡くなっておりませんが、立派なビワ畑で■■■さんが管理をしておりました。■■■さんが体調を崩しまして、ここ1・2年少し荒れていたんですが■■■さんが借りることになったそうで、問題はないと思います。

○番（農業委員）

申請人は■■■に住んで10年ほどになります。今回の中間管理機構でも4・5反歩耕作をしております。13ページの写真ををお願いします。畑総をしているんですが、荒れておりましたところを自分で開墾して使っております。本人はまじめで無農薬栽培をしております。問題ないと考えております。以上です。

○番（農業委員）

■■■の土地ですが、ここはビワを植えて40年近くなると思います。旦那さんが亡くなって奥さんがやっておられましたが、■■■の方に行かれましたので貸しておりました。今回■■■さんが借りられるということですが、まだ若いですし永年作物ですのでぜひ頑張ってもらいたいと思います。以上です。

事務局長

補足ですが、■■■さんは新規就農給付金を申請しております。すでに農業を始めておりますので給付期間は2年です。

会長

整理番号51番・52番について、皆様のご意見をいただきます。いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

整理番号51番・52番について許可することにごいぎございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号51番・52番は許可することに決定いたします。

続きまして議案第47号です。農地法第4条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第47号。農地法第4条の規定による許可申請について、次のと

事務局長

おり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号5番。申請人：[]さん。土地の所在：[]、畑、[]m²。利用状況：畑。第1種農地。事由：『現住宅の老朽化と手狭になってきたため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が []m²、住宅の建築面積が []m²、倉庫兼車庫が []m²、所要面積の合計が []m²、建築面積の合計が []m²です。 以上です。

会長

整理番号5番について担当委員からご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

申請人は原で果樹専業農家をしております。認定農業者です。奉仕作業等にも積極的に参加されておりますが、現在の住まいが手狭になってきたということで近くに住宅を建てたいということです。20 ページの航空写真をお願いします。旧県道との別れ道のところに []がありますが、その上 100mほどですかね。下に2棟ありますが、ミカンの選別等をする倉庫と住居です。申請地は農道を挟んで山側です。スプリンクラーが設置されておりましたが土地改良区のほうに申請済みということで許可はいただいているということです。

三方を農地に囲まれておりますが、上は自分のポンカン園です。左右の地主さんにお話を伺いましたところ、お二方とも []さんの新居建築を喜んでおられました。1つ心配なことがありまして、「雨水が自分の畑に入り込んでこなければいいけどなあ。」ということでした。お二方とも農薬散布をSSでされるんですが、「その時は電話でもせんとね。」とおっしゃってございました。

周りの環境は良いようでした。

始末書がついておりますが、1年半ほど前に整地をしております。整地されたときに話をしておりますが、今回の申請、やむなしと考えております。 ご審議お願いいたします。

会長

整理番号5番について皆さん方からご意見ございませんか。いかがでしょう。

○番（農 業 委 員）

やむを得ないと思います。

会長

スプリンクラーのお話がでましたが、15 ページをお願いしたいんですが、事業計画書の下の方に『その他の法令に関する手続き』ということで（その他 土地改良区 手続き済み 意見書）とあります。土地改良事業を受けたところは土地改良区の受益区域から除外をすること、それに伴う「転用決裁金」というものが発生いたします。そういうことについて土地改良区の同意書が必要になります。第1種農地であるということで転用の許可要件も厳しくなりますが、土地改良区からの意見書も事務局に上がってきております。

当然、土地改良事業を受けて何年経っているか、何年経過しているかということで、国の「補助金適正化法」に引っかけられないか・8年を経過しているか。8年を経過していなければ補助金の返金が発生いたします。スプリンクラーは物によって耐用年数が代わってきますが、補助金適正化法の8年を経過していても耐用年数が経過していないと残りの耐用年数分の返金を求められます。

今回の場合は耐用年数も経過しているし、適正化法の耐用年数も経過しておりますので、その負担はございませんが転用決裁金、10aあたり3万円という設定が土地改良区の方でされておまして、面積に相当するお金を支払わなければなりません。それから土地改良事業の一般的な場合は工事費等を25年で分割償却しておりますので、残り分の繰り上げ償還等も発生をします。

ここは3年ほど残っているようです。

会長

以上のようなことですが、他にご質問等ございませんか。
(「ありません。」の声あり)
整理番号5番について申請に同意することにご異議ございませんか。
(「はい。」の声あり)
整理番号5番は同意することに決定いたします。

事務局長

続きまして議案第48号。農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

議案第48号。農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号19番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] 代表取締役： [] さん、譲渡人 [] さん。土地の所在： [] []、畑、 [] m²。利用状況：休耕地。第2種農地、都市計画区域内。事由：『譲受人は旅館業を営んでおり、客及び従業員の駐車場が手狭になってきたため。』ということです。転用目的及び事業計画：駐車場が [] m²です。

会長

整理番号19番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

26 ページの航空写真をお願いしたいんですが、 [] の近くです。ここら一帯は県道工事の時に土砂を持ち込んでおりましてここらで畑をしていたことはありません。民宿の駐車場ということで購入されるということですし、畑として残しておいても使えませのでやむを得ないと思います。 以上です。

会長

整理番号19番について皆さん方からご質問等ございませんか。
(「異議ありません。」の声あり)
異議ありませんの声ですが、整理番号19番について申請に同意することにご異議ございませんか。
(「はい。」の声あり)
整理番号19番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして27ページです。議案第49号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第49号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。

整理番号18番。申請人： [] さん、代理人： [] [] さん。土地の所在： [] []、畑、 [] m²。第2種農地。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『平成9年に相続により取得したが取得以前から耕作されておらず、土壌も砂利等があり耕作が困難な状態である。今後も農地として利用する意思はなく、農地に復旧するにも多大な費用と労力を要することから申請することとなった。』ということです。

申請地は砂利等が敷き込んである状態であり雑木等も生い茂っているため、農地に復元するためには多大な労力と費用を要することから非農地とみてやむを得ないと判断しております。 以上です。

会長

整理番号18番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

29 ページの航空写真を見ていただきたいんですが、 [] から [] 方面へ行ったらところに旧県道への入り口がありますけど、その脇に三角のわずかな土地があります。30 ページの現地写真も見ていただけれ

○番（農 業 委 員）	<p>ばわかりませんが、大きな石もありますし認めざるを得ない場所だと思っております。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 18 番について皆さん方からご質問等ございませんか。 （「異議ありません。」の声あり） 異議ありませんの声ですが整理番号 18 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 18 番は非農地として認めることに決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号 19 番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>整理番号 19 番。申請人： ██████████ さん、代理人： ██████████ さん。土地の所在： ██████████、畑、 ██████████ m²。第 2 種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『██████████で借家住まいをしていた時に、██████████になった ██████████の ██████████を急ぎよ払下げることになり、その建物の廃材を利用して昭和 32 年に建築した。現在は木造セメントかわらぶき平屋建ての建物となっており、賃貸住宅として利用している。』ということ です。</p> <p>申請地は 20 年以上前に建築された住宅が建っており、農地に復元するためには多大な労力と費用を要することから非農地とみてやむを得ないと判断しております。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 19 番について担当委員からご意見をお願いいたします。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>県道の急斜面の真下です。写真で見る限り白くて新しく見えますが、だいぶ前に建てられております。申請地は宅地に囲まれておりますし、一帯にはハウスが 1 棟しかないような状況です。やむを得ないと考えております。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 19 番について皆さん方からご質問等いかがでしょう。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>当初、32 年に建築されたとなっておりますが、今まで非農地証明が出されなかった理由というのがわかりますか。</p>
20 番（内田 政人君）	<p>当時はそれほど厳しくもなかったですし、目をつぶっている状況もあったんだと思います。時代の流れの中で農地に対して厳しい調査がある中での申請になったのではないかと思っております。</p>
事務局	<p>一つの可能性なんですけど、転用申請を受けているのかもしれませんが。だいぶ昔のことなんで書類は残っておりませんが、許可を受けたけども手続きが最後までされなかったという可能性もあると。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>昭和 32 年に建て、今まで何度か調査をしている中で気づけなかったというのは残念なことですね。</p>
会長	<p>私どもが今のように農地の利用状況調査を始めたのは 7 年・8 年目なんですけど、それまでは周りの方も農業委員も当然「あそこは農地じゃない。」という感覚だったということはあると思います。「農地に家が建つはずない。」または「家が建っているんだから農地のはずがない。」とかですね。最近、利用状況調査をするようになって全域で始末書付きの案件が上がってきたり、相当の年数が建っているものは非農地証明で処理をしたりと、県下で進めているところです。転用についても「農業委員会の調査で判明した。」という内容も増えてきています。また、農業委員さんから「そこは農地ですよ。」という指摘を受けても、地主さ</p>

会長

んが即座に始末書付きの転用申請をだしてくれるかどうかも疑問なところでして、実際まだまだ隠れていると思われます。

○番（農 業 委 員）

この案件は農業委員の調査で判明したものですか。

会長

いえ。これは申請人が出してきたものです。いわゆる利用状況調査で農地ではないものには非農地通知書を出しているんですが、人工的に手を加えたものについては対象外ですので、年数が経っているものについては個人で非農地証明願いを、年数が浅いものに対しては始末書付きの転用申請で対応しているところです。

他にございませんか。

（「ありません。」の声あり）

ご質問なければ整理番号 19 番について非農地と認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 19 番は非農地と認めることに決定いたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第 11 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

8 番

10 番

平成 29 年 2 月 24 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久